

令和2年10月17日

日本社会人クラブバドミントン連盟会員 各位

日本社会人クラブバドミントン連盟
会長 別井 晃

ウェアに係る広告(ロゴ)スポンサー名等の登録有料化について

平素より当連盟へのご理解とご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、ウェアに係る広告(ロゴ)スポンサー名等についてですが、公益財団法人日本バドミントン協会(以下「本会」という) 競技規則(諸規定集) 大会運営規程第24条に述べられている着衣上の文字列やロゴ、選手番号の表示に関する質問が、当連盟にも数多く寄せられるようになりました。

特に、チームウェアを新調された場合に、ウェア上の表示が大会運営規程第24条に遵守しているものかどうか疑義が持たれる表示も増えております。また、最近では、多種多様な広告(ロゴ)スポンサー名等をウェアに表示する選手も増えてきており、異なる言語や記号、デザインなど適切か否かを審判部がその場で判断する事が難しい場合もあります。

このような状況を踏まえて当連盟では、日本バドミントン協会 大会運営規程第24条を遵守し、当連盟が主催または主管する大会において広告(ロゴ)スポンサー名等をウェアに表示する場合は、当連盟が掲げている事務手続き(当連盟ホームページを参照)を事前に済ませていただく事として来ました。

ウェアに表示される広告につきましては、大会プログラムと同様に当連盟が主催または主管する大会を通じて公に広告する場を提供しておりますことから、令和3年度より上記の登録事務手続きを毎年度化する事と有料化する事を令和2年度の総会にて承認いただきました。

令和3年度全国大会出場に際しては当連盟HPの所定の様式にて事前に事務手続きを完了いただくことが必要になります。皆様におかれましてはご理解いただき傘下のクラブチームおよび関係各方面への周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

以上